

## 税制大綱が発表されました

令和1年12月27日

Kunoh Accounting Office

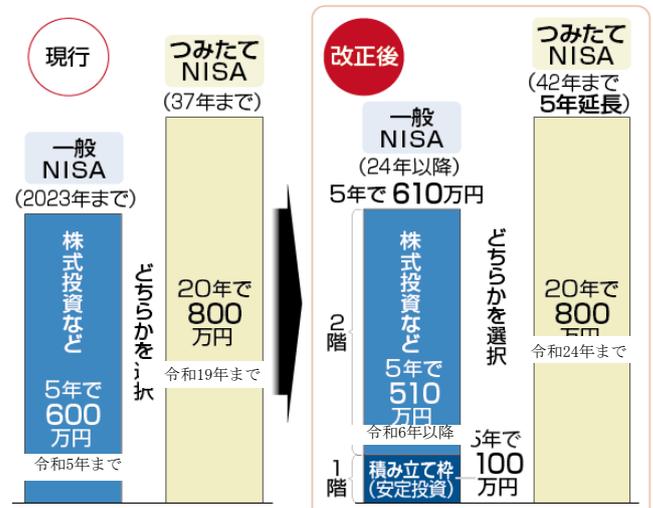
久納公認会計士事務所

に当事務所担当者までお知らせいただければ幸いです。

☆ 今年も一年間ありがとうございました。  
12月28日(土)よりお休みさせていただきます。なお、年始は1月6日(月)より営業いたしますので、何卒よろしくお願いたします。

## 2. NISA (少額投資非課税制度) の見直し及び延長

### NISA改正のイメージ



(注)ジュニアNISAは23年末で終了

本年12月12日に令和2年度の税制改正大綱が発表されました。今回の改正は、所得税で未婚のひとり親に対する税制上の手当、老後の資産形成のためのNISA (ニーサ) の見直し延長、既存の制度の拡充・調整が主な改正内容となっています。

### 1. 寡婦 (夫) 控除の見直し

配偶者と離婚・死別したひとり親世帯を対象に、年間で最大35万円を所得控除する「寡婦 (夫) 控除」を未婚のひとり親にも適用することになりました。また寡婦控除は、これまで男性のみ年間所得500万円以下の所得制限 (給与の年収で678万円まで) を設けていましたが、男女間の格差をなくすため、女性にも同様の制限が設けられました。

控除額も、男性は一律27万円となっているのを見直して、子供がいる場合は35万円に引き上げることとなりました。なお、住民税の控除額は現行26万円から30万円となり、子ありの寡婦 (住民税30万円) と同額となります。この場合の子供とは、その者と生計を一にする子 (年間所得金額の合計額が48万円以下の者) となります。

なお、この改正は令和2年分の年末調整と確定申告から適用されます。該当する社員がある場合は、私どもも気をつけますが、年末調整時

老後に備えた資産形成をするため、少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」が拡充されました。投資期限の延長が柱で、令和6年以降は新制度も創設されます。働く世代の積立投資の促進が目的となっています。ただ仕組みがさらに複雑になり、初心者への浸透など課題もあります。

20~40歳代の利用を想定した「つみたてNISA」は、年40万円の投資を上限に平成30年~令和19年の最長20年間、投資信託の配当や売却益が非課税となる制度です。積み立て開始が遅くなるほど非課税の恩恵が減る不公平感が指摘されており、期限を令和24年まで5年延長して当面20年の投資期間を確保します。年120万円を限度額に、最長5年間株式などの配当や売却益が非

課税になる「一般NISA」は令和5年が期限でした。

令和6年以降は原則として低リスクの積み立を行った投資家に株購入も認める「2階建て」(前ページ図の通り)の制度に切り替えます。期間は5年延長し、上限額は低リスク商品が年20万円で計100万円、株式投資などが年102万円で計510万円、総計610万円とします。積み立てを粘り強く普及させていく環境が整備されたとの見方がありますが、資産形成が国民の間に浸透するには制度への理解を含め、時間がかかりそうです。

### 3. ジュニアNISA (未成年者向け)

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得や譲渡所得の非課税措置(ジュニアNISA)について、新規の口座開設は令和5年12月31日までとなり、この制度の延長はありません。その終了にあわせ令和6年1月1日以後はその口座内の上場株式や金銭の全額につき、源泉徴収を行わずに払い出すことが可能となります。

### 4. オープンイノベーションに係る税制措置

対象法人が、2020年(令和2年)4月1日から2022年(令和4年)3月31日までの間に、一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得し、取得した日を含む事業年度末まで保有している場合には、その株式の取得価額の25%以下の金額を損金算入できる制度が始まります。ただし、損金算入限度額は、特別勘定として経理した金額と、その事業年度の所得金額のいずれか少ない方の金額となります。

この適用を受けた法人が、特定株式の取得から5年以内に、株式譲渡した場合や配当の支払いを受けた等の取り消し事由に該当した場合には、その事由に応じた金額を取崩し、益金算入することになっています。

### 5. 低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡の特別控除の創設

個人が、都市計画区域内の低未利用土地(地上権含む)を譲渡した場合、その年中の低未利用土地の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除できることになりました。ただし、条件としては①低未利用であることについて市長村長の確認がされたものであること、②その年の1月1日で所有期間が5年を超えていること、③配偶者や特別の関係がある者に対してする譲渡ではないこと、④その上にある建物を含めて500万円を超える譲渡には適用できないこと等があります。この特例は、土地基本法の一部を改正する法律の施行日か令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間に行った譲渡に適用されます。

### 6. 所有者不明土地に係る対応

各地で所有者不明の土地が問題となっています。所有者が、既に死亡し、相続登記がされていない場合、市長村が現在の所有者を調査しても特定できない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課税することができることになりました。

### 7. 少額減価償却資産の損金算入の特例

中小企業者が税抜きで30万円未満(免税業者は税込みで30万円未満)の少額減価償却資産を全額経費とできる特例を2年間、延長します。ただし、常時使用する従業員の数が500人を超える場合はこの制度は使えなくなります。

### 8. 法人の消費税申告書の提出期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、消費税の提出期限を法人税と同様、1か月延長出来るようになります。この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用され、法人税と消費税の申告期限がずれていたものを一致させることが可能となりました。

以上